第３回
別海町みんなでつくる
自治基本条例検討委員会
【Ｂグループ会議】
議　案

日　時：平成 22 年 10 月 12 日（木）午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
場　所：101・102 号会議室

《会議次第》

１　開　　会　　Ｂグループリーダー

２　自己紹介

３　議　　題

（１）グループ会議の進め方について確認・・・・・・・・・・・・・・・１

①進　行　役　　【　　】

②報告書の作成者　　【　　】

③発　表　者　　【　　】

（２）第４章　町　民（全４条）について　・・・・・・・・・・・・・・２

（３）今後のスケジュール確認について　・・・・・・・・・・・・・・・５

４　閉　　会

（１）グループ会議の進め方について確認

①進　行　役　　【　　】

②報告書の作成者　　【　　】

③発　表　者　　【　　】

メモ

（２）第４章　町　　民（全４条）について

第４章　町　　民

（町民の権利）

第１８条　町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

２　町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

３　町民は、行政サービスを受ける権利があります。

４　青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解　　説】

“まちづくり”における町民の権利について定めており、町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要と定めております。

また、青少年及び子どもについては、本町の次代を担う重要な担い手であることも含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

＜検討内容＞

（町民の役割と責務）

第１９条　町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。

２　町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するよう努めます。

３　町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。

４　町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するよう努めます。

５　町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるもの
　　とします。

【解　　説】
町民は、“まちづくり”の主体であるとして、前条での権利とともに、本条については役割及び責務について定めています。
（１）自分自身が考え、世代を越えた“まちづくり”に努めることと定めています。
（２）“まちづくり”に必要な情報を町に提供することと定めています。
（３）“まちづくり”に関し、自分自身の知識や経験、技術及びそれらの発言や行動に責任を持つことについて定めています。
（４）お互いに尊重し、協力して“まちづくり”を推進するよう定めています。
（５）まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。
　なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金等、法令又は条例等を定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

＜検討内容＞

（事業者の役割）
第２０条　事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。
２　事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
３　事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解　　説】
“まちづくり”における事業者の役割について定めています。
事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜検討内容＞

（地域活動団体の役割）

第２１条　地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

２　地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【解　　説】

“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。

町内会などの地域活動団体も地域社会の一員として位置づけられることから、地域活動団体に対し、“まちづくり”への配慮を求めています。

＜検討内容＞

（３）今後のスケジュール確認について

☆１０月１２日【３回目】　＜グループ会議＞

〇検討内容：Ｂグループに分けての検討。

◇第４章　町　　民・・・・・・・（全４条）

☆１０月　　日【４回目】　＜グループ会議＞

〇検討内容：前回の“ふりかえり”と検討。

◇第５章　コミュニティ・・・・（全３条）

☆１０月２５日の週【５回目】　＜全体会議＞

〇検討内容：前回の“ふりかえり”と**前　文**・**第１０章条例の見直し**について、全体で検討。

☆１１月　１日の週【６回目】　＜全体会議＞

〇検討内容：これまで検討してきた**各章（前文・第１章総則～第１０章条例の見直し）**について、全体で検討・確認。（※第１章総則については、第２回目で実施しているが、再度確認が必要である。）

●みんなでつくる検討委員会で検討した（草案）を「庁内（各課）」「庁内検討会議」「議会（総務建設常任委員会）（全員協議会）」で検討。

☆１１月中旬～下旬【７回目・８回目】２回程度　＜全体会議＞

〇検討内容：「庁内（各課）」「庁内検討会議」「議会（総務建設常任委員会）（全員協議会）」で検討結果を基に、『みんなでつくる検討委員会』を開催し全体で検討。

☆１２月下旬～１月上旬【最終回】　＜全体会議＞

〇検討内容：地域説明会、パブリックコメント、職員プロジェクトチームでの検討を終えた草案について、『みんなでつくる検討委員会』全体での最終確認。

※【提言書】を町長に提出

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【検討結果表】Ｂグループ

第　　章　【　　】
第　　条　（　　）

別海町みんなでつくる自治基本条例検討委員会

【意　見　書】

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）

第　　章　【　　】 第　　条　（　　）